

平成29年
5月30日より

個人情報保護法に定められた「個人情報」の 取扱いルールが自治会等にも適用されます。

5000人以下の団体も
対象になります。

個人情報とは

生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるもの。自治会が氏名と紐づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。(例:会員Aさんの氏名、住所、連絡先、家族構成等を自治会名簿等で管理していれば、それらは全て会員Aさんの個人情報となります。)

個人情報保護法改正のうち、5つの基本を解説

その1 個人情報を取得する時は、 何に使うか目的を決めて、本人に伝える。

自治会が個人情報を利用するにあたっては、あらかじめ利用目的を特定し、特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや会報等で公表する必要があります。(例:町内会の運営管理、会員の親睦、緊急時の安否、災害時等の安否確認・支援活動のためなど)

その2 取得した個人情報は、 提供を受けた時に伝えた目的以外のことには使わない。

取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。(例:町内会が緊急時の安否確認のために取得した会員の住所を使って、町内会主催イベントの宣伝をすることはできません)

個人情報保護法については「個人情報保護委員会」にご相談ください。

個人情報保護法質問ダイヤル

電話 03-6457-9849

受付時間：9:30～17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

「個人情報保護法」の解釈や制度一般に関する疑問に答える国の電話窓口です。

※この資料は「個人情報保護委員会ウェブサイト
(<http://www.ppc.go.jp/>)」を出典とした資料を
もとに和光市情報推進課で作成させていただきました。

個人情報保護委員会

検索

その3 取得した個人情報は安全に管理する。

個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する必要があります。(例:電子ファイルであればパスワードを設定する、ウィルス対策ソフトを入れる。紙媒体であれば施錠できる場所に保管する等。)

その4 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。

個人情報を他人(本人以外の第三者)に渡す場合は、原則、本人の同意が必要になります。ただし、以下の場合等は本人の同意を得なくても、個人情報を他人に渡すことができます。

- ①法令に基づく場合(例:警察からの照会)
- ②人命に関わり、本人から同意を得るのが困難なとき(例:災害時)
- ③業務の委託、事業の継承、個人情報の共同利用に伴って提供する場合
(例:自治会長の交代、名簿作成のために印刷業務を委託している場合等)

その5 本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

自治会が保有している個人情報について本人から開示や訂正等を求められた場合は、対応しなければなりません。個人情報の利用目的を問われた場合には、しっかりと答えられるようにしておく必要があります。

要配慮個人情報【新規】

「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別や偏見が生じないように、人種、信条、身体の障害や病歴等が含まれる個人情報のことです。

一般の個人情報との取扱いの違いは、情報の取得に関し、原則としてあらかじめ本人同意を得て行うことが義務化されているという点です。